

第3次東大阪市子ども読書活動推進計画 (素案)

令和5年8月現在

東大阪市教育委員会

目次

第1章 第3次東大阪市子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国・府の動向	1
3 第3次東大阪市子ども読書活動推進計画と関連計画	1
4 第3次東大阪市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方.....	2
5 計画の対象及び期間	2
第2章 第2次東大阪市子ども読書活動推進計画の成果と課題	3
(1)家庭・地域における読書活動の推進	3
①家庭における読書活動の推進	3
②地域における読書活動の推進	3
(2)保育所等における読書活動の推進	4
①本に親しむための機会の提供・充実	4
②読書環境の整備.....	4
③保護者等への働きかけ	4
(3)幼稚園等における読書活動の推進	4
①本に親しむための機会の提供・充実	4
②読書環境の整備.....	5
③保護者等への働きかけ	5
(4)学校における読書活動の推進.....	5
①読書指導の充実.....	5
②学校図書館の充実.....	5
③学校図書館のネットワーク化	5
④支援の必要がある子どもへの読書活動の推進.....	6
(5)図書館における読書活動の推進.....	6
①図書館運営の充実.....	6
②図書館資料の充実.....	6
③支援の必要がある子どもへの読書活動の推進.....	7
④図書館と学校図書館等との連携と協力.....	7
⑤ボランティア団体との連携	7
⑥職員の専門性の向上	7
第3章 アンケート調査	9
1 概要	9
2 現状と課題.....	11
(1)未就学児保護者.....	11
(2)小中学生	12
(3)図書館利用者.....	13

(4)ブックスタート事業対象者.....	13
(5)市政世論調査.....	15
第4章 第3次東大阪子ども読書活動推進計画の体系と方策	16
1 計画体系.....	16
2 子ども読書活動推進のための方策.....	16
(1)家庭・地域における読書活動の推進	16
①家庭における読書活動の推進	16
②地域における読書活動の推進	17
(2)保育所・幼稚園等における読書活動の推進.....	17
①本に親しむための機会の提供・充実	17
②読書環境の整備.....	17
③保護者への働きかけ.....	18
(3)学校における読書活動の推進.....	18
①読書指導の充実.....	18
②学校図書館の充実.....	19
③学校図書館のネットワーク化	20
④支援の必要がある子どもへの読書活動の推進.....	20
(4)図書館における読書活動の推進	21
①図書館運営の充実.....	21
②図書館資料の充実.....	21
③支援の必要がある子どもへの読書活動の推進.....	22
④図書館と学校図書館等との連携と協力.....	22
⑤ボランティア団体との連携	22
⑥スタッフの専門性の向上.....	22
(5)社会変化に対応した読書活動の推進	23
①コロナ禍における経験から	23
②情報通信機器を活用した読書活動の推進	23
第5章 子ども読書活動推進施策の推進に向けて.....	25
1 推進体制.....	25
2 推進計画の進行管理	25
3 評価指標.....	25
(1)家庭・地域における読書活動の推進.....	25
(2)保育所・幼稚園等における読書活動の推進.....	26
(3)学校における読書活動の推進.....	26
(4)図書館における読書活動の推進.....	26
(5)社会変化に対応した読書活動の推進	27
参考資料.....	28
(1)統計関係.....	28

(2)東大阪市子ども読書活動推進会議設置要綱.....	28
(3)計画策定までの主な経過.....	29
(4)子ども読書活動アンケート調査結果.....	29
(5)用語説明.....	29

第1章 第3次東大阪市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、子どもの自主的な読書活動を推進するため、平成 23 年3月に「東大阪市子ども読書活動推進計画」、平成 31 年3月に「第2次東大阪市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動推進のための施策を進めてきました。

令和5年度で、「第2次東大阪市子ども読書活動推進計画」が5年の計画期間を満了するにあたり、本市のこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、より効果的な子ども読書活動の推進に取り組むため、「第3次東大阪市子ども読書活動推進計画(以下「本推進計画」という。)」を策定しました。

2 国・府の動向

国では、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律(以下「推進法」という。)」が策定され、子どもの読書活動の推進に関する基本的な理念や、国や地方公共団体の責務等が定められました。この推進法に基づいて、平成 14 年に施策の基本方針と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、その後平成 20 年に第二次、平成 25 年に第三次、平成 30 年に第四次、令和5年に第五次計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

大阪府では推進法を踏まえ、平成 15 年に府における子どもの読書活動の推進に関する基本方針と重点的な施策を示した「大阪府子ども読書活動推進計画」が策定され、その後平成 23 年に第2次、平成 28 年に第3次、令和3年に第4次計画を策定しています。

3 第3次東大阪市子ども読書活動推進計画と関連計画

本推進計画は東大阪市第3次総合計画を上位計画とし、第2期東大阪市教育施策アクションプランや東大阪市立図書館基本構想をはじめとする関連計画との整合・調整を図っています。

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	
市計画				東大阪市第3次総合計画										
			第2期東大阪市 教育施策アクションプラン											
		東大阪市立 図書館基本構想(H27~)												
		第2次東大阪市次 子ども読書活動推進計画				第3次東大阪市 子ども読書活動推進計画								
府計画				第4次大阪府 子ども読書活動推進計画										
国計画					子供の読書活動の推進に関する 基本的な計画(第五次基本計画)									

4 第3次東大阪市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

本推進計画は、第2次東大阪市子ども読書活動推進計画で掲げている「子育て支援サービスや学校連携などを通して乳幼児期から東大阪市への愛着を育み、子どもたちの自主的な読書活動を推進する」という考え方を継承しつつ、インターネット利用の低年齢化やSNSの浸透、GIGAスクール構想導入など、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応した推進計画とするため、基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 読書に親しむ機会の提供

子どもが読書の楽しさや魅力に気づき、自主的に読書を行うためのきっかけづくりとなるよう読書に親しむ機会の提供に努めます。

(2) 読書環境の整備

子どもの身近に本がある環境をつくること、図書館・学校図書館等の資料を充実し、読書の諸条件の充実に努めます。

(3) 関係機関との連携、協力体制の整備

子どもの読書活動に携わる地域、学校、図書館等が相互に連携し、読書活動の推進に向けた取組を進めます。

(4) 読書活動を進める人材育成

子どもの発達段階に応じた本の提供と、子どもの読書活動を支える人材の育成に努めます。

(5) 広報・啓発活動の推進

子どもの読書活動を推進する意義や重要性についての理解と関心を深めるための広報・啓発活動の推進に努めます。

(6) 社会変化に対応した読書活動の推進

コロナ禍を教訓に、工夫をしながら取組を進め、子どもたちの環境に合わせた情報通信機器の活用やSNSを利用した情報発信に努めます。

5 計画の対象及び期間

本推進計画の対象者はおおむね18歳以下とし、期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

第2章 第2次東大阪市子ども読書活動推進計画の成果と課題

第2次推進計画では、「本市のすべての子どもたちが読書の楽しさを知り、自主的に読書に取り組むこと」を計画の目的として取組を進めました。第2次推進計画の主な取組と成果・課題は次のとおりです。

(1)家庭・地域における読書活動の推進

①家庭における読書活動の推進

子どもが幼い頃には、その保護者に対して子どもの読書習慣がいかに大切かを伝えることが必要です。これまで市立小学校1年生の保護者には学校を通じて「家庭教育手帳」を配布してきましたが、令和3年度は、新入生説明会時に直接保護者へ手帳を渡して説明を行い、読み聞かせや子どもの読書習慣の重要性について理解促進を図りました。

図書館では、ボランティアと協力して大型紙芝居や読み聞かせなど、様々なイベントを実施しています。また、4月23日の子ども読書の日には、その日を中心に親子で楽しめるイベントを工夫しながら行っています。さらに図書館ウェブサイトでは、小学校から高校までの夏休み課題図書リストを掲載し同時に戦争の本展など各図書館がテーマを共通にした取組を行うことで読書活動の推進を図っています。

今後も家庭における読み聞かせの大切さを伝え、いかに読書の習慣づけを行うかが重要であり、各イベントの見直しや、「電子図書館」の活用も踏まえた実施方法など、開催内容や手法を検討する必要があります。

②地域における読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動の推進には、読みたい本を自由に選べ、読書ができる環境を整備し、子どもが読書に親しむ機会を増やしていく必要があります。現在、図書館、市民プラザ、保健センター等の関係機関が相互に協力し、取組を推進しています。

主な取組内容としては、市民プラザでは、地域において絵本の読み聞かせなどを実施していますが、地域の自主的な活動の一つであるため、実施の有無、活動内容はまちまちです。このため、地域のボランティアが活動しやすいよう、図書コーナー等の整理整頓を行ったり、令和3年度より図書館が布施駅前市民プラザと楠根市民プラザで実施している「出張図書館」の機会に合わせて図書コーナーを活用したりするなどの検討が必要です。

保健センターでは「こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)」や乳幼児健診の機会において、絵本に親しむことの大切さを伝えていきます。また、4か月児健診の際には、図書館と連携してブックスタート事業にも取り組んでいます。

図書館では、地域において読書活動を推進している家庭文庫に、団体貸出や絵本の紹介等を行っていますが、活動休止している家庭文庫もあり、今後家庭文庫が継続して活動していくために課題の整理に努める必要があります。

また、地域における読書活動の取組も、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を

受けましたが、今後、日常を取り戻していく中で、地域での読書活動を活発化していく必要があります。

(2)保育所等における読書活動の推進

①本に親しむための機会の提供・充実

乳幼児期から絵本に触れ、読書の楽しさを体験することは、読書習慣を身につけるために非常に重要です。

保育所では、保育士等が伝達研修や教材研究等の機会を捉えて絵本の大切さを共有し、学び合っています。また、子どもたちの成長発達に応じた様々なテーマや素材の絵本や紙芝居を読むことで、絵本や物語に親しむ機会を提供しています。

子どもたちは、多くの絵本等に触れる機会を持つことで、みんなで楽しんだり、友達と遊びながらイメージを広げたりして知識を得ていくため、各クラスの図書コーナーで絵本に触れることができるようにしたり、日々読み聞かせを行って、引き続き子どもたちが絵本の楽しさを感じ取れるように取り組む必要があります。

②読書環境の整備

保育所では、日頃から保育の中で読み聞かせを行い、各クラスの部屋に子どもたちが自由に絵本に触れることができる図書コーナーを設置しています。また、その図書コーナーでは、お迎え時等に親子で絵本に触れることができるようになっています。

子どもたちが継続して絵本に触れ、楽しめる環境を作るには、絵本を増やしたり、新しい絵本に入れ替えたりするなど、子どもに新しい発見を与えられることが必要です。また、図書コーナーを訪れてもゆっくり時間を取れない保護者もあり、少ない時間でも充実した親子の時間を過ごせるよう、展示や配置を工夫することが必要です。

③保護者等への働きかけ

保護者等に対し、家庭で子どもと一緒に絵本を読むことや読み聞かせの大切さを伝えるために、クラス懇談会等の時間を利用して年齢にあった絵本の紹介や啓発を行ったり、家庭で子どもと絵本に触れあえるように絵本の貸出をしたりしています。

今後も引き続き様々な機会を利用し、家庭でも継続して絵本を楽しめる環境づくりと、親子読書が子どもの読書習慣を身につけるのに効果的であることを保護者に伝えていくことが重要です。

(3)幼稚園等における読書活動の推進

①本に親しむための機会の提供・充実

幼稚園および幼稚園型認定こども園では、保護者やボランティアによる園児への読み聞かせを行ったり、絵本室(コーナー)を設けて、保護者や園児が絵本に親しめるように環境づくりを

進めたりしています。絵本に親しむための機会を提供するために、おすすめ絵本の紹介や絵本室(コーナー)での展示や配置を工夫していくことが大切です。

②読書環境の整備

すべての幼稚園および幼稚園型認定こども園で絵本室(コーナー)を設置し、園児が自由に本に触れることができる場所づくりを進めており、蔵書する絵本や紙芝居なども子どもたちの興味関心に応じた選書をするよう工夫をしています。

また、保護者に対しても保育参観等で親子と一緒に本に触れる時間を設けるなどの工夫をしていますが、就労している保護者への配慮が必要です。

③保護者等への働きかけ

保護者による絵本の読み聞かせの機会が減少しているため、図書館からの案内や園だより等で、読書活動の効果について周知を図っています。また、実際に保護者会等を利用して読み聞かせ会を開くなど、保護者が具体的に読み聞かせの方法を知る機会を設けています。

図書館の案内などは、保護者に配布しても図書館利用につながりにくいところがあり、その内容や周知方法について検討する必要があります。

(4)学校における読書活動の推進

①読書指導の充実

小中学校では、「朝の読書活動」を継続しています。また、ブックトークや図書通信、様々な教科の授業において、創意工夫をしつつ本の紹介を行っています。しかし、読書以外の学習の実施で「朝の読書活動」の時間が確保しづらい状況にあるほか、教員の業務負担軽減が求められており、令和3年度に新たに配置された学校司書には、学校教員と連携を図り、計画的に児童・生徒の読書環境を充実していく役割を期待するところです。

②学校図書館の充実

学校図書館では、これまで全小中学校に配置した司書教諭により資料の収集や展示の工夫など学校図書館の充実・整備を進めてきました。また、日々の図書館運営の補助的役割を担う図書館担当教員に対して研修を行い、知識や能力向上を図ってきました。

さらに令和3年度から新たにすべての小中学校に学校司書が配置されたことに伴い、学校図書館の「読書センター」としての機能の充実が進みました。今後、司書教諭や学校図書館担当教員との連携を図りつつ、児童・生徒の自由な読書活動や読書指導の場を確保することに加えて、「調べ学習」に必要な情報収集・選択・活用能力を育成する「学習センター」「情報センター」としての機能も充実させて、学校図書館の価値を高めていく必要があります。

③学校図書館のネットワーク化

小中学校では、書籍の廃棄・購入を計画し、適切に蔵書管理を行うために、蔵書管理ソフトを

導入しています。

また、これまでなかなか進まなかった学校図書館と図書館とのつながりについても、令和3年度に学校司書が配置されたことで、情報や取組の交流が回りやすくなりました。図書館が学校司書連絡会に参加するなどし、様々な面でサポートすることで、さらなるつながりの強化が期待できます。

④支援の必要がある子どもへの読書活動の推進

支援の必要がある子どもたちも含め、すべての児童・生徒が読書活動に親しめることをめざし、様々な状況に対応できる読書環境をつくり、読書活動を支えるため、読書指導研究の推奨や実践等の情報交流を行ってきました。

しかし学校現場では、一定の環境づくりはできるものの拡充が難しい状況にあります。他事業との統合や、中学校区等複数校での取組を進めるなど、工夫をしながら効率的に実践例の収集や発信を行っていく必要があります。

(5)図書館における読書活動の推進

①図書館運営の充実

図書館では、子どもが本と出会い、読書の楽しさを知るきっかけづくりとなるようなイベントや行事を定期的、あるいは季節ごとに実施しています。また、保健センターで実施の4か月児健診の際には、絵本のプレゼント、ボランティアによる絵本の読み聞かせを実施してきました。

また、図書館ウェブサイトの「こどものページ」の本の検索画面をひらがな表記にすることで子どもたちが自分で好きな本を探しやすくしたり、図書館に行かなくてもいつでもどこでも本を楽しめるインターネット上の電子図書館サービスを開始したりといった環境整備に努めています。

さらには、市内の中学校から職業体験学習の受け入れや、出前講座として「調べ学習講座」を実施し、書籍を中心とする情報収集のスキル向上に力を入れています。

引き続き、学校や保健センター等との連携を密にし、時代に即した図書館運営の充実を図っていかねばなりません。

②図書館資料の充実

図書館では、子どもたちの様々な興味や関心に応えるため、子どもが読みたい本を数多くそろえ、電子図書館を導入するなど、自由に選び、読むことができる機会の提供に努めています。また、図書館にある多くの本の中から、自分で読みたい本を簡単に探せるように本の背に貼ってあるラベルのジャンルを表す分類番号をこれまでより細分化するように変更し、それに従った配架及び書架の見出しを導入しています。さらには、書架見出しも差込式のカラフルでかわいらしいものにしていく視覚的にも楽しめる工夫を行い、子どもたちが親しみやすい環境づくりを進めています。

今後も引き続き、図書館資料の充実に努めるのと同時に、新刊本の展示場所や新刊本として

扱う期間を整理し、子どもたちが新しい本に興味を持ちやすくするなど、情報提供にも工夫が必要です。

③支援の必要がある子どもへの読書活動の推進

図書館では、全ての子どもたちが平等に本に出会い読書の楽しさを知ってもらうために、「点字図書」、「さわる絵本」、「LLブック」、「大活字本」等の視聴覚資料や一般購入できる朗読CD等の収集・貸出を行っています。しかし、子ども向けのバリアフリー本(絵本や児童書)は、まだ所蔵が少ないため、必要とする資料を必要とする方に届けられるよう、ニーズを把握しながら収集に努める必要があります。

④図書館と学校図書館等との連携と協力

図書館と学校図書館等が連携・協力して取組を進めることは、子どもたちの読書環境を整備していくうえで非常に重要です。これまで図書館では、学校支援サービスとして、限定した2中学校区の学校に通常の団体貸出の内容を拡充したサービス(300冊2か月)を実施していましたが、令和3年度からは、特定の学校を支援するサービスではなく、学校司書連絡会を通じて学校司書と情報を共有し、各校のニーズを踏まえた通常の団体貸出(100冊2か月)を全校において広く進めています。

また、GIGAスクール構想により市立小中学校の児童・生徒に配布されているタブレット端末で電子図書館を利用できるように整備を行いました。

今後は、令和3年度より配置された学校司書との連携を深めていくなかで、各学校の状況に応じた書籍の選定・提供を一層丁寧に行うなど、団体貸出の充実にも努めていかなければなりません。また、電子図書館については、特に児童書の予約待ちが多く発生しているため、その状況を注視しながら、おすすめ本を随時入れ替えるなど、できる限り多くの子どもたちが本を読めるよう、環境づくりを進める必要があります。

⑤ボランティア団体との連携

地域における子どもの読書活動を推進するうえで、読書ボランティアの存在は非常に重要です。

これまでも録音図書の製作、貸出、発送をしていただいたり、ブックスタート事業で乳児に絵本の読み聞かせを行っていただいたりしております。また、図書館での様々な行事やイベントでも協力して取組を行ってきました。

引き続きボランティアの方に安心して活動していただけるよう、環境整備に努めていく必要があります。

⑥職員の専門性の向上

司書をはじめとする図書館職員は、専門的な知識や技術を習得するため、新聞の書評や案内、出版社等の書誌広報を職員間で共有し、各種セミナーや研修会に積極的に参加しています。

図書資料の検索や選書知識の向上を図る研修への参加や、指定管理事業者内での社内研修、

新型コロナウイルス感染拡大期において実施されるようになったオンライン研修も活用し、引き続き図書館職員としての研鑽に努めていきます。

第3章 アンケート調査

1 概要

計画策定に先立ち、本市の未就学児・児童生徒の読書等に関する現状や効果的な読書活動推進のための課題を明らかにすることを目的に、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。(調査結果の詳細は、参考資料 P●を参照)

●調査期間:令和4年9月(1か月間)

※調査期間終了後に回収された調査票についても10月上旬までのものについては有効回収としました。

●調査対象、調査方法、回収状況:下表のとおり

※施設については、公立施設を対象とした。

区分	対象等	対象者数	回収数	調査方法
(1) 未就学児保護者	保育所(7園) 幼保連携型こども園(4園) 幼稚園(4園) 幼稚園型こども園(2園)	在籍児童の保護者 1,718	358	ウェブアンケート
(2) 小中学生	小学3年生(51校) 小学5年生(51校) 中学2年生(25校)	在籍児童 3,345 在籍児童 3,565 在籍生徒 3,410	2,963 3,019 2,375	ウェブアンケート
(3) 図書館利用者	図書館(3) 分室(2) 移動図書館	3,681	1,133 ウェブ 100 紙 1,033	ウェブアンケート 紙配付
(4) ブックスタート 事業対象者	3歳6か月児健診受診対象の保護者	1,302	97	ウェブアンケート
合計		17,021	9,945	
		回収率 58.4%		

区分	対象等	対象者数	回収数	調査方法
(5) 市政世論調査	市内全域在住の満18歳以上の市民	2,700	1,309	郵送
		回収率 48.5%		

※市政世論調査については、市政に関する市民の考え方を把握し、今後の市政運営の基礎資料を得ることを目的に市長事務局が実施しています。(令和4年8月1日～8月22日)

●報告書の見方

- ・回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの選択肢の回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式の質問であっても、表記のパーセント値の合計が100.0%にならない場合があります。これは、本報告書内の分析文、グラフ、表のいずれにおいても同様です。
- ・複数回答(複数の選択肢からあてはまるすべての選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答者の総数に対する、選択肢ごとの回答者数の割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・「非該当」は、その設問の対象とならないものです。また、グラフ中における「未回答」は、回答が示されていないものです。

2 現状と課題

(1)未就学児保護者

- ・アンケート回答者の 99%の保護者が子どもにとって本を読むことが大切だと認識していますが、実際は、自身の子どもが本を読むことや読み聞かせが好きではないと考える保護者が一定数いることから、子どもが喜ぶ読み聞かせのコツやお勧めの絵本などの情報を伝えるなど、乳幼児を持つ保護者へのサポートが必要です。
- ・家庭において、父親が育児に関わる割合が増えてきていることに伴って、子どもと一緒に本を読む父親も増えています。読み聞かせのイベントでは、父親や祖父母などに対しての情報発信と、参加しやすいようなイベントも提供していく必要があります。
- ・共働きや核家族による日常的な忙しさが、読み聞かせの頻度に少なからず影響していると考えられることから、家庭内での読書時間に加え、それ以外でも子どもが絵本とふれあい、読み聞かせができるような時間の確保が必要です。
- ・自身の子どもが本を読んだり、保護者が読み聞かせを行ったりする頻度について、「ほとんど読まない」と回答した方にその理由を問うと、「本を読む時間がない」に次ぐ理由が「本を読むのがめんどろ」「文字を読むのが苦手」となっています。これらから、「読み聞かせのハードルが高い」と考える保護者が一定数いることが推測されるため、読み聞かせの仕方などを広く伝えることで、誰でも簡単に行えるということを理解してもらうことも必要です。
- ・家庭での読み聞かせは、保護者自身が子どものために試行錯誤を重ね、経験を積むことが大切です。一人でも多くの保護者が、絵本を通して親子のふれあいを感じられるようにサポートしていく必要があります。
- ・乳児期など子どもが赤ちゃんのころは、本を破いてしまったり衛生面を気にしたりして、家にある本や購入して本を用意することが多いため、出産やお誕生日に最適な本のブックリストの配付なども効果を生む可能性があります。また、幼児期になると本の扱いも理解できるようになり、「本を借りる」という選択肢も出てくることから、前回調査時(H29)と比べて減少幅が大きい「保育所・幼稚園・こども園」での本の充実を図っていく必要があります。
- ・「ひがしおおさか電子図書館」は、図書館や本屋に出向くことなく手軽に利用できることから、未就学児保護者にとっては一定のニーズがあると予想されます。アンケート調査の結果から、周知不足が顕著に表れているため、あらゆる場所、あらゆる機会を捉えて広報する必要があります。
- ・子どもがもっと本を読むようになるための取組として、物理的な時間を要する取組が上位を占めているため、各関係機関・施設が連携を図り、そこをどう補っていくかが『カギ』となってきます。限られた保育時間・家庭での時間の中で、しっかりと「本とふれあえる時間」を確保するにはどう取り組む必要があるのか、その一つの解決策として図書館に出向く必要のない電子書籍の充実、とりわけ児童書の充実を図っていくことも重要です。

(2)小中学生

・図書館利用カードを所持している小中学生は、前回調査時(H29)に比べて全体的に減少しており半数以上が持っていない状況にあります。カードを持っていないからといってまったく図書館利用がないとは言えませんが、カードを作成してもらうことで図書の貸出しや読書活動につなげることができれば、効果は大きいと考えられます。小学校入学時や中学校進級時などに図書館利用カードを作成する機会を作るなどの工夫が必要です。

・本を読むことが「どちらかといえば、きれい」、「きれい」と答えた小中学生は前回調査時(H29)に比べて微増しており、読書離れが進んでいると言えます。

・子どもたちが読む本を選ぶとき、他から勧められるよりも自身の興味(趣味・嗜好)により選ぶ傾向にあり、特に小学生は学校図書室や図書館で気になった本を手にとって選んでいます。学校図書室や図書館は、本と出会うきっかけの場として重要な役割を果たしており、子どもの興味や好奇心を刺激するような選書、イベントや展示の工夫で、さらに子どもたちの読書につなげていく必要があります。また、中学生では、情報通信機器からの情報も本を選ぶ手段となっているため、SNSなどを上手く利用した本の情報提供などを充実していく必要があります。

・小学生は、家以外に学校の教室や図書室、図書館で本を読むことが多い傾向にあることから、学校と連携した取組も有効であり、学校図書館や市立図書館の役割は大きいと言えます。

・子どもたちの読書時間は、「まったく読まない」と答えた小学生は、前回調査時(H29)と比べて4.5ポイント、中学生は、5.1ポイント増えており、読書離れが進んでいると言えます。

・「ひがしおおさか電子図書館」の利用については、学年が上がるにつれ利用しなくなっています。また、「知らない」との回答も一定数ありました。これまで以上に関係部局がしっかりと連携を図り、学校に対して活用の協力依頼を強化するとともに、現場の教職員に対してのバックアップや働きかけを行うことで、より現場に電子図書館を浸透させていく必要があります。また、教育現場でも利用のしやすいコンテンツを増やすなど、電子図書館利用のためのさらなる取組が必要です。

・本を読まない理由について、「読みたいと思う本がない」、「本を読む時間がない」が上位となっていますが、この中には、そもそも本に興味や関心のない子どもたちと、興味や関心があっても自身の嗜好とマッチする本の情報を手に入れることができていない場合、本を読むことに時間を割くのが難しい場合があると考えられるため、それぞれの理由に沿ったアプローチが必要です。

・わからないことが出てきた場合の調べ方について、小学校の高学年や中学生はインターネットの利用が多く、7割を超えています。「本や辞書を利用する」との回答は、小学校低学年で3割強、高学年で3割弱、中学生で2割弱となっており、あまり利用されていない状況です。大人も同様にインターネットを多く利用していますが、子どもの頃に本や辞書を利用した調べ方を経験しており、本とインターネットの特性や違いを理解した上で利用しています。子どもたちに対しても、図書館で行っている「出前講座」なども利用して、本とインターネットの情報の質の違いや、図書による「調べ方」を丁寧に教え、どちらも活用できるように体験させておく必要があります。

・いずれの学年も“本を読む時間をしっかりとる”ことが本を読む一番の方法と考えています。学校や家庭での読書時間の確保が必要なことから、学校へは読みたくなる本や情報の提供など学校連携の取組、家庭へは子ども読書の必要性を伝える等の働きかけが重要です。

(3) 図書館利用者

・子どもと一緒に図書館へ訪れる利用者は、子育て世代である 30～40 代が7割強と多くなっていますが、50～60 代でも一定数の方が子どもを連れて図書館を訪れており、孫と一緒に利用されていることが伺えます。子育て世代に対して子ども読書の必要性を訴えることも重要ですが、祖父母に読書が大切である意味を伝えたり、祖父母と孫と一緒に楽しんだりできるようなイベントを実施するなど、世代に応じた施策も重要です。

・児童コーナーの雰囲気や児童書の種類については、利用の多くを占める子育て世代から一定の評価を得ています。

・「ひがしおおさか電子図書館」について、情報通信機器をよく利用する 20 代に認知されていないため、将来自身が親となっていくであろう大学生に対してもっとPRする必要があります。

・子どもがもっと本を読むようになるための取組として、10 代の子どもたちは“本を読む時間をしっかりとる”ことが、10 代以降の年代は“本を読み聞かせる”ことが必要だと答えており、読書の時間を確保することが有効な手段だと考えているようです。また、全世代を通して平均すると4割以上の方が、“図書館や学校で本の楽しさを教える”ことと回答しており、本の楽しさが感じられる選書やイベントのなど、「図書館や学校での取組の充実」が必要であると言えます。また、“図書館など、本を読める場所を増やす”との回答も上位に挙げられており、時間・場所を選ばず利用できる「電子図書館サービス」の周知等にも力を入れる必要があります。さらに 10 代では、「電子書籍の充実」との回答が他の年代より多く、これはGIGAスクール構想の一環として、日常的に電子図書館サービスを利用していることに起因するものと考えられるため、小中学生対象に特化した電子書籍の充実を図っていくことも有効な手段と考えられます。

(4) ブックスタート事業対象者

・乳幼児期に子どもと一緒に絵本を見たり読み聞かせをしたりする保護者は、9割以上となっており、この時期の絵本を通じたコミュニケーションの大切さを理解している方が多いと考えられます。読み聞かせの時期として最も多かったのは、「3～4か月」ですが、妊娠期や生後すぐから読み聞かせをする方も2割程度いることから、関係部局と連携して妊娠期の早い段階から「子ども読書」の重要性を周知するなど、PRの開始時期や対象者についても検討していくことが求められます。

・家庭で子どもと一緒に絵本を見たり読み聞かせをしたりする保護者は多いものの、その頻度は少なく、習慣化されているとは言えません。就寝前の読み聞かせだけでも続けるよう推奨することは、さらなる習慣化につながる効果的な取組です。

・読み聞かせをする側も多様化しています。対象を絞らず、様々な機会・場所・時間において子

ども読書の重要性を広く周知することで、読み聞かせが子育てに関わる人々の日常習慣となってくる可能性が広がります。

・絵本とのふれあいが大切といった読み聞かせや読書の必要性は、理解されている状況ですが、実際の読み聞かせや子どもの読書につながっていないのが現状です。子ども読書の必要性を伝えたその後、どのように実際の行動につなげていくかが課題となっています。

・子どもともっと絵本を見たり読んだりするための取組として、「図書館の児童コーナーや絵本の充実」、「読みたくなる絵本のSNS等での紹介」、「図書館でお勧めの絵本の貸出セットの提供」が上位を占めており、図書館での取組の重要性と情報発信が望まれていることがわかる結果となっています。今後も引き続き情報発信を含めた図書館サービスの充実を図り、魅力ある図書館にしていくことが重要です。

(ブックスタート事業について)

・4か月児健診時に受けたブックスタート事業の認識について、「ブックスタート事業」が本の読み聞かせや絵本の配布だと結びつかないままの方が見受けられます。一方で、ブックスタート事業を体験したと認識されている方は、その趣旨も理解している傾向にあります。ブックスタート事業は、絵本を通した子どもと保護者とのふれあいが大切であるとの趣旨で行っており、そのきっかけづくりが目的ではあるものの、その趣旨を正しく理解していただくことで、さらに事業の有効性が図られるため、単に読み聞かせや絵本の配布にとどまることなく、しっかりと事業の意義を認識していただくことが大事です。

・実際にブックスタートを受けて、「絵本をもらえてうれしかった」や「子どもとのコミュニケーションに役立つと感じた」といった肯定的な意見が多く、「絵本を読んだ時の子どもの様子を見られてよかった」や「赤ちゃんも絵本に関心を示すことがわかった」など、きっかけから次へとつながるような項目に対しても多くの方が「そう思う」と答えていることから、本事業実施の意義は大きいと考えられます。

・配布した絵本を現在も持っており、多くが活用しています。どのように読み聞かせをしたらいいかわからなかった方やどんな本から始めたらいいかわからなかった方に、絵本の配布と読み聞かせをセットで実施することは、継続して読み聞かせを行う環境を整える一つの手法として有効であると考えられます。一方で、ブックスタート事業をきっかけに子どもと絵本を楽しむ時間が増えたかという設問に対し、ほとんど増えていないとの回答も2割あり、この2割をどう減らしていくかということも課題として考えられます。まずは“子どもと一緒に絵本を見る”ことから初めていただくだけでいいのだということを伝え、保護者自身のハードルを下げることが必要です。

・ブックスタート事業のあと図書館を利用する機会が増えた方は4割程度にとどまっています。半数以上の方には、ブックスタート事業が図書館利用につながっておらず、図書館でのサービスやイベントの周知を積極的に行うことで、利用につなげていく必要があります。

・今後もこの事業を継続して欲しいと思っている方が100%であり、本事業の重要性がよくわかる結果となっています。

(5) 市政世論調査

・過去1か月間に全く読書をしなかったと回答した方にその理由を聞くと、「読書する時間がない」との物理的な理由が最も多く、潜在的に時間さえあれば本を読む人がいるということがわかります。また、回答上位に「本を読むのがめんどろ」や「読みたいと思う本がない」という理由が挙げられており、このような方は、魅力的な本、興味を引く本に関する情報を得られれば、読書につながることを考えられるため、さまざまなジャンルの本の情報を提供することが大切です。

・日常に追われ、時間のない中で日々を過ごす方に対して、図書館に出向くことなく利用登録ができる「電子申請」や、インターネットで本を検索したり、予約したりできる「図書館システム」、また、24時間いつでもどこでも電子書籍を読むことができる「電子図書館サービス」などを周知することで、少ない時間を有効に活用し、もっと気軽に図書館を利用したり、書籍を借りたりできる方法を知っていただくことが大切です。併せて、図書館までの距離が遠く利用しづらい方に対して、移動図書館や出張図書館などをPRし、利用者を増やしていくことも重要です。忙しい方へのPR手法としては、隙間時間で取得できるSNSなどを利用した情報発信が有効です。

・子どもがもっと本を読むようになるための取組として、読書や読み聞かせの時間を確保することの次に、図書館や学校での取組に関する回答が続いていることから、幅広い年代、幅広い層から、図書館や学校でのさまざまな取組が重要視されており、市としても積極的に取組んでいく必要があります。

第4章 第3次東大阪市子ども読書活動推進計画の体系と方策

1 計画体系

(1)家庭・地域における読書活動の推進

- ①家庭における読書活動の推進
- ②地域における読書活動の推進

(2)保育所・幼稚園等における読書活動の推進

- ①本に親しむための機会の提供・充実
- ②読書環境の整備
- ③保護者への働きかけ

(3)学校における読書活動の推進

- ①読書指導の充実
- ②学校図書館の充実
- ③学校図書館のネットワーク化
- ④支援の必要がある子どもへの読書活動の推進

(4)図書館における読書活動の推進

- ①図書館運営の充実
- ②図書館資料の充実
- ③支援の必要がある子どもへの読書活動の推進
- ④図書館と学校図書館等との連携と協力
- ⑤ボランティア団体との連携
- ⑥スタッフの専門性の向上

(5)社会変化に対応した読書活動の推進

- ①コロナ禍における経験から
- ②情報通信機器を活用した読書活動の推進

2 子ども読書活動推進のための方策

(1)家庭・地域における読書活動の推進

①家庭における読書活動の推進

子どもの読書活動は、身近に本のある環境や本を楽しむ時間が生活の中に存在することで、自然と受け入れられ、習慣化し、継続していくものです。特に子どもが幼少の頃に保護者が読み聞かせを行ったり、一緒に読んだりするなど、絵本を通して子どもと触れ合うことは、子どもの健やかな成長につながる重要な取組であり、その後の読書活動のきっかけとなります。

このようなきっかけが習慣につながるよう、様々な手段で保護者に読み聞かせや読書の大切さを伝え、忙しい家庭の限られている時間の中でも読書活動が推進されるための働きかけが必要です。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・家庭内での読書時間や読書習慣の重要性についての理解促進【青少年教育課】
- ・親子で読書をする機会の提供【社会教育課】
- ・家庭内で読書をする機会の促進【社会教育課】

②地域における読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動の推進には、読みたい本が自由に選べ、読書ができる環境を整備し、子どもが読書に親しむ機会を増やしていく必要があります。図書館や学校、その他の施設に留まらず、地域とつながりを持つ関係機関や関係所属、団体等が相互に協力し、取組を推進していくことが大切です。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・ボランティア等地域資源を活用した読書活動の推進【地域活動支援室】【社会教育課】【社会教育課】【青少年教育課】
- ・妊娠期や乳幼児を育てる保護者を対象とした読み聞かせ等読書活動の重要性の周知【母子保健・感染症課】【母子保健・感染症課】
- ・放課後における子どもたちの活動場所での読書機会の提供【社会教育課】【長瀬青少年センター】【荒本青少年センター】

(2)保育所・幼稚園等における読書活動の推進

①本に親しむための機会の提供・充実

乳幼児期から絵本に触れ、読書の楽しさを体験することは、読書習慣を身につけるために非常に有効であり、重要です。初めはことばの意味がわからなくても、読み聞かせをしてくれる人のことばの響きを感じ、五感が刺激され、感性が磨かれていくことは、成長過程において色々なことに興味や関心を持つことにつながります。

保育所・幼稚園等では、子どもたちの発達段階に応じた、好奇心を刺激する絵本の収集に努めるとともに、様々なテーマや素材を扱った絵本、紙芝居等の利用や、子どもたちの興味や関心を引き出すような工夫を施した展示で、読書に親しむための機会を提供していきます。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・絵本に親しむ機会の提供【保育課】【学校教育推進室】
- ・絵本の楽しさを知る機会の提供【保育課】【学校教育推進室】
- ・季節や行事に沿った計画的な読書活動の推進【保育課】【学校教育推進室】
- ・保護者に対する啓発等、家庭の読書活動につなげる取組【保育課】【学校教育推進室】

②読書環境の整備

保育所・幼稚園等では、図書(絵本)コーナーを設置していますが、そこでは子どもたちが自

由に本を選び、自分のペースでゆっくり、あるいは友達と会話をしながら本を楽しみます。こうした子どもたちの読書意欲を持続・向上させるため、絵本や紙芝居等、資料の充実を図り、コーナーの配置や展示に関して工夫するなど、子どもたちがより絵本等に興味を持ち、自由に手に取ることができる環境の整備に努めます。また、保育士や幼稚園教諭等が子どもたちへ発達段階に応じた絵本を提供することの大切さや読み聞かせの大切さを理解・共有できるよう、学習会や研修会を実施します。

保護者に対しては、本の貸し出しや、親子で一緒に本を楽しめる機会の提供を進めていきます。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・図書(絵本)コーナーの絵本や紙芝居等の充実【保育課】【学校教育推進室】
- ・子どもの興味・関心を引き出す工夫【保育課】【学校教育推進室】
- ・自由に本に触れることができる場所づくり【保育課】【学校教育推進室】
- ・保護者と子どもと一緒に本に親しめる環境づくり【保育課】【学校教育推進室】
- ・指導者の資質向上【保育課】【学校教育推進室】

③保護者への働きかけ

多くの保護者は、子どもに読み聞かせをしたり一緒に絵本を読んだりすることの必要性や、子ども自身が絵本を読むことの重要性はわかっているながらも、日々の忙しさに追われて時間を確保するのが難しい、また、「どういふうに読み聞かせをすればいいかわからない」、「どんな本を読ませればいいかわからない」といった声も聞かれます。

保護者や身近な大人に対して、絵本を通じて子どもと触れ合うひと時の大切さを粘り強く伝えながら、読み聞かせの仕方や子どもが喜ぶ絵本の情報などを継続して発信していくことで、まずは大人が絵本を「楽しい」と感じ、それを「子どもに伝えたい」と思えるように働きかけを続けていきます。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・読書活動の重要性や必要性についての周知【保育課】【学校教育推進室】
- ・親子読書を始めるきっかけづくり【保育課】【学校教育推進室】
- ・親子読書の推進【保育課】【学校教育推進室】
- ・市立図書館からのサービス案内等の保護者への周知【保育課】【学校教育推進室】

(3)学校における読書活動の推進

①読書指導の充実

子どもには、成長段階に応じて、適切な図書から情報を得て、適切に理解するリテラシーと、その情報を活用するスキルの育成が必要であり、子どもの自主的な読書活動を推進する目的は、まさにその点にあると考えています。

現在小中学校では、「朝の読書活動」を実施しており、子どもたちは紙の本や「ひがしおおさか電子図書館」から、思い思いの1冊を選び、読み進めています。短い時間でも毎週繰り返されるこの活動は、子どもたち一人ひとりが興味を持った本を読める時間であり、読書習慣の定着へとつながる有効な取組と考えています。

学校で配付されたタブレットを用いて、いつでも簡単に電子の本を読むことができる電子図書館サービスは、学校や家庭での読書活動に効果を発揮しています。引き続き電子図書館サービスの蔵書内容の工夫を進め、学校での活用促進に努めます。

また、学校司書と連携して、教員の要望を取り入れた選書を行うことに加えて、子どもたちが学習に活かすことができる図書の紹介を行い、適切に活用できるように読書指導を実施していきます。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・継続的な読書活動の推進【学校教育推進室】【学校教育推進室】
- ・様々な場面における図書の活用と提供【学校教育推進室】
- ・読書活動のための情報発信【学校教育推進室】
- ・学校司書と連携した読書活動の推進【学校教育推進室】
- ・電子図書館サービス活用の推進【学校教育推進室】

②学校図書館の充実

学校図書館は、単に本を貸し出す場ではなく、子どもたちの豊かな感情と創造力を育む読書指導の場としての「読書センター」機能を備えるものです。子どもたちの、物事に興味を持ち、「もっと知りたい」という探究心に寄り添い、答えを導き出す手伝いをしてくれる存在として、学校司書や司書教諭の役割はとても重要です。

しかし、その先の目標として、学習活動を支援し、授業の効果を豊かなものにする「学習センター」機能、子どもたちや教職員の情報ニーズに対応し、子どもたちの調べる力や多くの情報を選別し、活用する力を養うための「情報センター」機能の強化を目指すべきです。

一方で、学校図書館は子どもたちが気軽に集える「やすらぎの場」であることも期待されます。様々な機能を実現していくために、居心地がよく、新たな本と出会える楽しい場所に整えたり、子どもが喜ぶ、あるいはニーズに応え得る選書を心がけるなど、施設面と、人材や技術、意識や情報といった人的サービス面との両方の環境づくりが必要です。

また、これら学校図書館の環境整備と機能充実に向けては、利用する児童・生徒の意見・要望を取り入れることも大事です。今後の学校図書館の運営にあたり、児童・生徒からの図書館利用に関する声を受け止める、開かれた環境をアピールしていく必要があります。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・学校図書館が必要とする多様な資料の充実と整理【学校教育推進室】
- ・子どもや教師が必要とする資料や情報のスムーズな提供【学校教育推進室】
- ・学校図書館機能「読書センター」「学習センター」「情報センター」の充実【学校教育推進室】

- ・学校司書の充実【学校教育推進室】
- ・学校図書館運営に係る能力の向上【学校教育推進室】
- ・デジタル・シティズンシップ教育の推進【学校教育推進室】
- ・地域や学校固有の資料の収集・保存・管理【学校教育推進室】
- ・居心地のいい学校図書館の環境づくり【学校教育推進室】
- ・子どものニーズを把握した踏まえた選書や展示の取組の実施【学校教育推進室】

③学校図書館のネットワーク化

各学校図書館に導入されている蔵書管理システムを上手く活用して、古くなった本の廃棄や新しい本の購入を計画的に実施し、本の循環に努めます。

また、学校図書館に置いてある本の選書や配架、蔵書数は各学校によって異なり、さらには、学校図書館自体の大きさも様々であるため、読書活動を推進するための十分な書架スペースや読書スペースが確保されていない学校もあります。

これらを解決する有効な手段の一つとして、学校図書館のネットワーク化が重要です。各学校に配置された学校司書間の交流・情報交換や、市立図書館との連携による専門的知識の活用や情報共有、有効なサービスの利用など、学校間および市立図書館とのネットワークの活発化を図ります。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・システムを活用した計画的な蔵書管理【学校教育推進室】
- ・学校間のネットワーク連携の推進【学校教育推進室】
- ・学校図書館と市立図書館のネットワーク連携の推進【学校教育推進室】【学校教育推進室】
- ・市立図書館からのサービス案内等の周知【学校教育推進室】
- ・学校間や市立図書館との本の相互利用の推進【学校教育推進室】
- ・他自治体の先進的な取組事例の調査研究【学校教育推進室】

④支援の必要がある子どもへの読書活動の推進

全ての子どもたちが読書活動に親しめるよう、特別な支援を必要とする子どもたちの支援として、障害のある子どもだけでなく、外国籍の子どもたちなど、マイノリティに対する取組も必要です。必要な支援の状況に応じて読書環境を整え、教師等支援者が事例情報を共有できるように、読書活動の推進に努めます。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・それぞれの子どもに応じた読書指導の研究【学校教育推進室】
- ・様々な状況に対応した読書環境づくり【学校教育推進室】
- ・読書活動を支える情報の収集と提供【学校教育推進室】

(4)図書館における読書活動の推進

①図書館運営の充実

ユネスコ公共図書館宣言(2022年)では、公共図書館の使命として掲げた項目の中に「生まれてから大人になるまで子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。」とあります。子どもが誕生し、初めて本と出会って本の楽しさを知り、さらに読書を通じて豊かな知識を得て、自身の将来や希望を見出すことは、子供の成長過程において大切なことです。大人になっても読書を習慣として知識を探究し、人生をより豊かにすることは、生涯学習にもつながります。

図書館ではこの使命を果たすため、読み聞かせを行ったり、読書の大切さやおすすめ絵本の情報などを発信したりするなど、保護者に対して本に触れ合う機会や読書のきっかけづくりとなるようなアプローチを行っていきます。さらに、子どもの興味・関心を引く選書や展示の工夫、読み聞かせやおはなし会等、様々なイベントや行事を通じて、子どもたちが図書館に親しみ、読書の楽しさや魅力を発見できるような取組と、その情報発信にも力を入れていきます。

また、図書館が身近にない子どもたちやその保護者についても、移動図書館による貸出サービスのほか、電子図書館サービスや電子申請サービスの利用推奨など、子どもたちに芽吹いた「読書が楽しい」という気持ちを大切にし、より多くの子どもが読書に親しむことができる機会の充実に努めていきます。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・子ども向けイベント・行事の充実【社会教育課】
- ・本に触れ合う機会や読書のきっかけづくりとなる取組【社会教育課】
- ・電子図書館サービスの充実【社会教育課】
- ・図書館や読書に親しむ機会の充実【社会教育課】

②図書館資料の充実

図書館には、絵本や図鑑、漫画、伝記など、様々な本が取り揃えられています。また、図書館では、子どもたちが喜んで本を手取る姿を想像しながら、子どもたちに人気の本や、年齢に合わせた本、読んでほしいおすすめ本などを用意し、子どもと本の出会いを提供しています。

図書館スタッフは、子どもたちが読みたい本や知りたいことの答えを一緒に探す手伝いをし、子どもにどんな絵本を読み聞かせたり読ませたりすればいいか迷う保護者に対しては、月齢に合った絵本を紹介できるように、電子図書館サービスも含めて子どもの成長段階に応じた児童書の蔵書充実に努めています。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・子どもたちの興味・関心に応えられる資料の充実【社会教育課】
- ・読みたい本に早くたどり着くための工夫【社会教育課】
- ・地域資料の充実【社会教育課】
- ・おすすめ本の情報提供【社会教育課】

③支援の必要がある子どもへの読書活動の推進

図書館は全ての子どもたちにとって、平等に読書に親しむ機会や情報を提供する場であるべきです。全ての子どもたちが本と出会い、読書の楽しさを知り、知識や情報を得ることができるよう環境を整えていく必要があります。また、支援を必要とする子どもたちが、適切な支援を受けられるように支援者に対する情報提供も重要です。

図書館では、関係機関や関係所属、団体等と連携し、全ての子どもたちの読書活動を推進していきます。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・全ての子どもたちへの読書機会の提供【社会教育課】
- ・様々な子どもたちが利用できる資料の充実【社会教育課】

④図書館と学校図書館等との連携と協力

子どもの読書活動を推進していくうえで、地域や学校図書館との連携は大変重要です。本市では令和3(2021)年6月、GIGAスクール構想により市立小中学校の各児童生徒に配付されたタブレットで、電子図書館サービスが利用できる取組を開始しました。これは、全国に先駆けた子どもの読書環境向上を図る取組として、非常に有効なものとなっています。また、出前講座の実施や図書館見学、団体貸出等の取組を周知し、利用してもらうことで、図書館を中心とした支援を一層推進していきます。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・学校図書館等との連携【社会教育課】

⑤ボランティア団体との連携

子ども読書の推進は、市の取組に加え、地域ボランティア団体の取組が欠かせないものとなっています。子どもと本の橋渡しである読書ボランティアの存在は大きく、その役割も重要です。長く続いたコロナ禍において、ボランティア団体の活動規模が縮小を余儀なくされましたが、今後は地域ボランティア団体との連携力を盛り返し、ボランティアの確保に努めることが必要です。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・ボランティア団体との連携【社会教育課】
- ・ボランティアの養成【社会教育課】

⑥スタッフの専門性の向上

司書をはじめとする、図書館スタッフは、様々なスキルが求められます。児童書の選書や展示、子どもたちが求める本の検索や調べものの手助け、さらには読み聞かせ等の子ども向けのイベントの企画や運営を行います。これらを行うには、子どもたちに本の楽しさを伝え、本を好き

になってもらう読書活動推進のための幅広い知識や専門性、技術や経験が必要です。

図書館スタッフは日頃よりセミナーや研修等へ参加し、調査・研究等を行い、資質の向上に努めなければなりません。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・各種研修会等への参加【社会教育課】
- ・スタッフ相互の協議や研修【社会教育課】

(5)社会変化に対応した読書活動の推進

①コロナ禍における経験から

令和元(2019)年末頃から世界へと広がり始めた新型コロナウイルス感染症は、私たちがこれまで経験したことのないほど、社会に大きな影響を与えました。

子どもたちを取り巻く環境においても、不要不急の外出を控える要請がなされ、学校の臨時休校や図書館をはじめとする多くの公共施設が休館し、読書に関する様々なイベントや行事も中止や縮小、また形を変えての実施を余儀なくされる中、子どもの読書活動推進も停滞感を否めない状況となりました。

令和5(2023)年5月8日に法律上の位置付けが5類感染症に変更され、日常生活は元に戻りつつありますが、私たちはこの経験を活かし、どのような状況下においても子どもたちの読書活動を後退させることのないよう、様々な工夫を凝らした取組を進めていく必要があります。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・子どもたちの読書活動を後退させない取組の推進【地域活動支援室】【保育課】【母子保健・感染症課】【学校教育推進室(幼稚園)】【学校教育推進室(小中学校)】【社会教育課】【青少年教育課】【長瀬青少年センター】【荒本青少年センター】

②情報通信機器を活用した読書活動の推進

ICT(情報通信技術)の発展・普及により、個人がパソコンやスマートフォンを持つ時代となり、子どもたちを取り巻く環境においてもその流れは同様です。

学校ではタブレット端末機を用いての学習が展開され、朝の読書活動では、児童・生徒が読みたい本を紙書籍のほか電子書籍からも自由に選択しています。また、日常生活においてもSNSを介して直接情報を得たり、友達と情報を交換したりしており、情報収集手段が多様化しています。このような社会の流れの中では、ICTを積極的に活用した情報発信や読書機会の提供が、必要不可欠です。

一方、本計画策定にあたり実施した子ども読書に関するアンケートの結果をみると、市が発信する情報が必要とする対象者へ上手く届いていないことがあることもわかりました。このことから情報発信を行う際は、伝えたい対象者によって手段やタイミング、回数を検討し、効率

的、効果的に行う必要があります。

◆主な取組【担当室・課】◆

- ・様々な主体(未就学児保護者、学校、小中学生や保護者、図書館利用者、ブックスタート対象者等)に対する情報通信機器を活用した、効率的な情報提供【地域活動支援室】【保育課】【母子保健・感染症課】【学校教育推進室(幼稚園)】【学校教育推進室(小中学校)】【社会教育課】【青少年教育課】【長瀬青少年センター】【荒本青少年センター】
- ・情報通信機器を活用した読書環境の整備【地域活動支援室】【保育課】【母子保健・感染症課】【学校教育推進室(幼稚園)】【学校教育推進室(小中学校)】【社会教育課】【青少年教育課】【長瀬青少年センター】【荒本青少年センター】

第5章 子ども読書活動推進施策の推進に向けて

1 推進体制

子どもの読書活動に関わる関係部局の課長等を委員とする「東大阪市子ども読書活動推進会議」を子どもの読書活動を着実に推進する体制の核として位置付け、本推進計画を進めていきます。計画推進にあたっては、関係部局、ボランティア団体等の協力体制の強化に努めることで、より効果的な計画の推進を図ります。

2 推進計画の進行管理

本推進計画の進捗状況については、「東大阪市子ども読書活動推進会議」にて確認し、評価するとともに、必要に応じて施策の再検討や調整を行います。また、社会教育関係団体や学識経験者等が参加する「東大阪図書館協議会」に報告し、意見を参考に改善を図ります。

3 評価指標

本推進計画の進捗状況を把握するために、体系別に次のような進捗評価指標を設定します。進捗状況の目安として経年で確認するものとしませんが、単に数値の増減によって評価するのではなく、社会情勢の変化や個別の状況等も踏まえて、計画の効果的な推進につなげるための検討材料の一つとして活用します。また、計画期間中に事業の改廃や社会情勢等による変化等があった場合は、必要に応じて評価指標の項目や目標値を見直すものとします。各部門の主な取組は次のとおりです。

(1)家庭・地域における読書活動の推進

事業概要	指標	現状値(R4)	目標値(R10)
図書館ウェブサイトで、小学校から高校までの夏休み課題図書リストを掲載する。市立図書館での共通テーマ、例えば「戦争の本展」を7月から8月に開催する。	7・8月の展示本の貸出回数(新規指標)	—	2,500回
こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)において、大阪府パンフレット「はじめての絵本」を用いて読書活動の大切さを周知している。また、4か月児健康診査において、ブックスタート事業を併設している。	①こんにちは赤ちゃん訪問でのパンフレットの配布数 ②4か月児健診でのブックスタート・パックの配布率(新規指標)	—	①2,650枚 ②100%

(2) 保育所・幼稚園等における読書活動の推進

事業概要	指標	現状値(R4)	目標値(R10)
【保育所】七夕やクリスマス、お正月など、その季節や行事に合わせた絵本や紙芝居を保育士・保育教諭に読んでもらうことで、四季を感じたり、伝統行事やその由来等に触れる機会を設けている。	実施園数(新規指標)	—	7園
【幼稚園等】園児へ絵本の貸出を定期的に行い、家庭において親子で絵本に触れ合う機会の充実を図る。	園児への絵本の貸出を行う園(新規指標)	—	6園

(3) 学校における読書活動の推進

事業概要	指標	現状値(R4)	目標値(R10)
ブックトークの実施や図書通信の発行など、図書担当教員と学校司書が連携し、本の紹介を行う。	アンケート「読書は好きですか(小1～中3対象)」の項目における肯定的回答率(新規指標)	—	80.0%
「ひがしおおさか電子図書館」の活用を進める。	児童・生徒1人あたりの「ひがしおおさか電子図書館」の平均貸出冊数(新規指標)	—	12冊

(4) 図書館における読書活動の推進

事業概要	指標	現状値(R4)	目標値(R10)
図書館と学校が連携し、図書の団体貸出の強化を実施する。	貸出冊数	7,967冊	8,000冊
市内の小中学校へ「東大阪市図書館を使った調べる学習コンクール」への参加を促す。	「東大阪市図書館を使った調べる学習コンクール」への参加人数(新規指標)	—	500名

(5)社会変化に対応した読書活動の推進

事業概要	指標	現状値(R4)	目標値(R10)
【小中学校】子どもの読書活動を継続するため「ひがしおおさか電子図書館」の活用を進める。	児童・生徒 1 人あたりの年間平均閲覧数(新規指標)	—	50 回
「ひがしおおさか電子図書館」の児童書コンテンツの拡充による、読書環境を拡大・増大する。	電子図書館の児童書コンテンツの年間総貸出数(新規指標)	—	120,000 点

参考資料

(1)統計関係

(2)東大阪市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進、充実及び環境整備を図ることを目的に、東大阪市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東大阪市子ども読書活動推進計画の策定に関すること
- (2) 子ども読書活動の施策に関すること
- (3) その他子ども読書活動推進のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 推進会議の委員長(以下「委員長」という。)には社会教育部次長を、副委員長には社会教育課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、推進会議を代表して、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が召集し、主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、教育委員会社会教育部社会教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則(略)

別表

「市長部局」
市民生活部地域活動支援室次長のうち地域活動支援室長が指定する者
子どもすこやか部保育室保育課長
健康部保健所母子保健・感染症課長
「教育委員会事務局」
学校教育部学校教育推進室次長のうち学校教育推進室長が指定する者
社会教育部社会教育課長
社会教育部次長のうち社会教育部長が指定する者

(3)計画策定までの主な経過

(4)子ども読書活動アンケート調査結果

(5)用語説明